## 嘉麻市旅客自動車運送事業継続支援金交付事業Q&A

## ①申請について

- Q1. 支給対象者はどのような事業者ですか。
- A1. 嘉麻市内に事業所又は営業所を有し、道路運送法の規定に基づく許可を受けて事業を 営む事業者です。
- Q2. 申請期間はいつまでですか。
- A 2. 令和8年3月31日(火)までです。郵送の場合は、令和8年3月31日(火)必着です。
- Q3. 給付金の支給対象となる業種と支給対象とならない業種を営んでいます。支給対象となる業種を営んでいれば支給対象となりますか。
- A3. 道路運送法の規定に基づく許可を受けて、事業を営んでいれば対象となります。
- Q4. 複数の旅客自動車運送事業を営んでいますが、事業ごとに申請を行うことは可能ですか。
- A 4. 道路運送法に基づく許可を複数受けている場合は、重複して申請を行ってください。 申請は様式第1号に取りまとめて行い、添付書類は事業ごとに提出してください。
- Q5. リース等により使用している車両は対象となりますか。
- A5. 事業用車両として届出を行った車両であれば、対象となります。

## ②乗合バス事業について

- Q1. 嘉麻市外に事業所若しくは営業所等を有して一般乗合旅客自動車運送事業を営んでいますが、申請は可能ですか。
- A1. 嘉麻市内を発地若しくは着地とする乗合バス路線を有していれば、申請は可能です。

## ③貸切バス事業・タクシー事業について

- Q1. 市外にも複数の営業所等がありますが、車の台数としてカウントして交付申請できますか。
- A1. 嘉麻市内の営業所として配置登録を行っている台数による申請となります。